

令和4年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修実施要領

1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者等に対して、実務に就く際に必要な専門的知識、技能の再修得を図ることにより介護支援専門員の資質及び能力の保持、向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（福島県委託）

3 協力機関

一般社団法人 福島県介護支援専門員協会

一般社団法人 福島県理学療法士会

4 対象者

（1）更新研修（実務未経験者）

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者であって、現在の介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者。

（2）再研修

①介護支援専門員証の有効期間が経過した者であって、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

②介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年を経過した者であって、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者。

5 研修の構成

（1）eラーニングシステムを使用した講義の動画視聴、確認テストの回答、事前課題の作成（以下「個人研修」という。）【約23時間】

受講者個人が、動画視聴による講義の聴講や演習課目の事前課題の作成を行います。

インターネットによる動画視聴となりますので、インターネット回線やパソコン等、視聴出来る環境をご準備ください。（推奨環境については「12 留意事項等（5）」参照。）

（2）Zoomを使用したオンラインによる講義・演習（以下「Zoomによる演習」という。）【5日間】

個人研修での学びを基に、指定された研修日に他受講者とともにグループワークを行います。

6 研修日程

個人研修（動画視聴及び事前課題作成等）	Zoomによる演習（グループワーク）
10月4日(火)～10月25日(火) 【約23時間】 ※動画視聴（約23時間）の中に事前課題作成の時間は含まれておりません。	1日目：11月 1日（火） 2日目：11月 2日（水） 3日目：11月15日（火） 4日目：11月16日（水） 5日目：11月17日（木）

※ 自然災害等の影響により日程が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 研修の受講について

- (1) 個人研修の時間（約23時間）は、受講者が各自、講義の動画視聴や個人演習、確認テスト等を行うための標準時間を示していますが、個人の理解度により所要時間は異なりますので、計画的に学習を進め、学習内容を理解した上でZoomによる演習に臨むようにしてください。
- (2) 個人研修の動画視聴履歴や事前課題への取組みが確認できない場合は、Zoomによる演習への出席が認められませんのでご注意ください。（個人研修も受講評価の対象となります。）
- (3) 受講方法等の詳細については、手数料（受講料）納入確認後の9月下旬頃に、受講者へ郵送にてお知らせいたします。

8 お申込み手続

受講申込書に所要事項を記入のうえ、福島県社会福祉協議会へ郵送にてお申込みください。
なお、受講申込書に個人情報が含まれるため、郵便以外では受け付けいたしません。

申込期間：7月4日（月）～7月15日（金）

※この期間中の消印のみ有効とし、期間以外の受付はできません。

〔申込先〕 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県社会福祉協議会 人材研修課 介護支援専門員研修担当 宛
--

9 テキストについて

テキストは各自ご購入いただくようになります。（8,000円+消費税）
購入するテキスト及び購入方法については、受講決定者へ8月中旬頃にメールにてお知らせします。

10 手数料（受講料）の納入について

受講料：31,000円（テキスト代は含まない）

※納入方法の詳細については、受講決定者へ8月中旬頃にメールにてお知らせします。

※令和4年度から、手数料（受講料）は福島県収入証紙により福島県へ納入することとなります。
その他の方法では納入できませんのでご注意ください。

〔手数料払込書送付先〕 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁 高齢福祉課 ケアマネ担当 宛
--

11 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。
なお、本研修会の名簿に事業所名・氏名を掲載いたします。

12 留意事項等

- (1) 更新研修における実務経験とは、介護支援専門員としてサービス計画の作成業務への従事した経験（地域包括支援センターでの予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者含む。）をいいます。
- (2) 介護支援専門員証を更新するためには「更新研修」を受講する必要があり、更新手続きをせずに介護支援専門員証の有効期間が経過した場合は、介護支援専門員として業務に従事することはできません。

ただし、有効期間の満了後も、介護支援専門員の登録が消除されることはなく、再研修を受講

し介護支援専門員証の交付を受けることで業務に従事することができます。

今年度、日程の都合等により本研修が受講できない場合は、次年度以降の研修をご検討ください。

(3) 研修の全課程を受講した方には、修了証書を交付します。

修了証書の交付にあたっては、個人研修の動画視聴状況、事前課題の作成、Zoomによる演習の受講状況及び課題・提出書類等による評価を行います。

(4) 当該研修について中止や延期とする場合、福島県社会福祉協議会ホームページでお知らせしますので、各自ご確認ください。

(5) 個人研修の動画視聴環境については別紙「◆介護支援専門員オンライン研修受講者動作推奨環境について」をご参照ください。

なお、動画視聴に多くのデータ通信が発生することから、光回線などの高速回線やWi-Fiでの通信を推奨しています。

13 お問合せ先

◇研修申込に関する問合せ

福島県社会福祉協議会 人材研修課 TEL 024-523-1259

◇介護支援専門員登録・手数料（受講料）の問合せ

福島県庁 高齢福祉課 E-mail : kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

※福島県以外の都道府県に登録のある方が本研修を受講する場合は、別途手続きが必要になりますので、登録のある都道府県の担当課へご相談ください。

受講予定者の所属事業所・機関の皆様へ

本研修の科目、内容、研修時間数は厚生労働省が定める介護支援専門員資質向上事業実施要綱及びガイドラインに則って実施します。

個人研修における講義視聴や演習においても、視聴履歴の確認やテストを行い、各科目の目標到達が、研修修了の要件となりますので、受講者の所属機関・事業所におかれましては、受講時間の確保等特段のご配慮をお願いいたします。